



※ 手数料が異なるが指定期間については期間徒過前に延長を求めることも可能である。

(注意事項1)

依頼者と連絡が取れない場合でも、その旨を特許庁に伝えることで、特許庁から救済方法を提案してくれることがある。

(注意事項2)

上記は2023年12月時点における法律に基づく。その後の法改正で取扱いが変わることがある。災害発生から特定非常災害特別措置法により救済措置が認められるまでは、新潟中越地震で約3週間後、東日本大震災で約2日後、熊本地震・平成30年7月豪雨で約2週間であり、救済期間は新潟中越地震・熊本地震・平成30年7月豪雨で約半年、東日本大震災で1年少々であった。特定非常災害特別措置法については適用地域・延長期間に注意。なお上記地震の一部での法律は現在の法律と異なり救済を受けられる手続の種類は異なっていた。